

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年3月16日（平成29年（行情）諮問第93号）

答申日：平成29年6月23日（平成29年度（行情）答申第119号）

事件名：特定事案に係る行政文書編てつ整理簿の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

行政文書編てつ整理簿（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月23日付け証監委第7214号により、証券取引等監視委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（1）処分庁の判断

法6条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定しているところ、処分庁は、行政文書編てつ整理簿（本件対象文書）について、本件対象文書中に法5条1号前段、2号イ及び同6号イに該当する不開示情報があるとするとともに、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないとして、全部不開示とする処分を行っている。

（2）処分庁の処分が違法であること

処分庁は、本件対象文書中に記載されている編てつ日に関する記述について、法5条6号イに該当するとして不開示情報と判断している。しかしながら、編てつ日に関する記述それ自体は、おおよそ何らかの文書が編てつされた「日付」が記載されている程度であるから、編てつ日

に関する記述それ自体から、どのような文書・資料が必要となるかなどの調査過程の全容や、調査のどの段階でどのような文書・資料を作成・収集するかといった調査手法が明らかになることはあり得ず、編てつ日に関する記述からこれらを推知することもできない。したがって、少なくとも、編てつ日に関する記述は不開示情報（法5条6号イ）には該当しない。

そして、少なくとも、編てつ日に関する記述や、「行政文書編てつ整理簿」という文書の表題自体は、不開示情報に該当せず、当該行政文書の一部に記録されている不開示情報と容易に区分できることは明らかである。加えて、本件文書中に不開示情報部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認めることもできない。

(3) 結語

以上から、編てつ日に関する記述が法5条6号イに該当すると判断した上、本件文書から不開示情報を容易に区分して除くことができるにもかかわらず全部不開示とした処分庁の処分は、同号イ及び法6条1項の解釈適用を誤った違法なものであり、取り消すのが相当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（以下「本件請求文書」という。）は、以下のとおりである。

「平成28年3月25日付「特定会社役員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について」（以下「本件課徴金納付命令勧告事案」という。）に係る行政文書一式」

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件開示請求に関し、本件請求文書に該当するものとして複数の文書を特定した上で、その一部または全部を不開示とする決定を行った。このうち、原処分は、「行政文書編てつ整理簿」を対象文書として、その全部を不開示とする旨の決定を行ったものである。

(2) 処分庁が、本件対象文書について上記(1)のとおり決定した理由は次のとおりである。

ア 不開示部分には、調査過程において作成・収集した文書・資料が目次的に整理され、各文書・資料の名称や概要、編てつ日に関する記述が含まれている。これらを開示した場合、事案の調査において、どのような文書・資料が必要となるか等の調査過程の全容が明らかになるとともに、調査のどの段階でどのような文書・資料を作成・収集するかといった調査手法が明らかになることで課徴金の納付を逃れるための不当な行為を容易にするおそれなど、検査に関し、正確な事実の把

握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、不開示とした（法5条6号イ）。

イ 不開示部分には、事案の調査を担当した証券調査官の氏名が含まれる。個別の課徴金調査に携わる証券調査官の氏名について、それを公表する慣行はなく、また、これらの情報が公にされると、当該証券調査官に対し、故意に課徴金調査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力が加えられるなど、当該調査に係る事務に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした（法5条1号本文前段、同条6号イ）。

ウ 不開示部分には、調査対象者及び参考人の氏名が含まれている。これらについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報であるため、不開示とした（法5条1号本文前段）。

エ 不開示部分には、調査に関連がある法人名が含まれている。これらは、法人に関する情報であって、これらを開示した場合、当該法人が、違反行為に関与し、あるいは法令を遵守していないかのような風評を招き、法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため、不開示とした（法5条2号イ）。

オ 本件対象文書に記載された情報は互いに密接に関連しており、全体としてひとつのまとまった内容をなすものであって、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことはできず、法6条1項の規定に基づいて部分開示をすべきものとは認められないことから、全部不開示とした。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、行政文書を適切に整理・管理する一環として一定の行政文書ファイルに添付することとされている「行政文書編てつ整理簿」であり、編てつされている個々の行政文書ごとに、通し番号、編てつ整理日、文書の名称・概要、編てつ整理した職員の氏名等が記載されているものである。

本件請求文書は、本件課徴金納付命令勧告事案に係る行政文書一式であり、本件対象文書は、当該行政文書一式が編てつされている行政文書ファイルに添付されている行政文書編てつ整理簿であるところ、以下に述べるように、本件対象文書を見れば、当該事案の調査の概要や経緯、その内容や規模を容易に推測できるものとなっている。

(2) 不開示事由該当性について

ア 調査の過程において作成・収集された資料の名称や概要、編てつ目、通し番号

不開示とした部分には、課徴金調査の過程において作成・収集した

資料ごとに、通し番号、編てつ整理日、名称や概要が目次的に記載されている。

課徴金調査の過程において作成・収集する資料は、金融商品取引法に違反する事実を立証するために用いられることが予定されていることから、上記に掲げた情報を公にすると、違反事実を立証するのに必要とされる証拠の種別、内容、数量、調査時期・手順が明らかとなり、当該情報が当局の処分を逃れようとする者の目に触れた場合、当局が調査に必要とする書類を察知して、当該書類を事前に毀棄・隠匿し課徴金の納付を逃れようとするなど、国の機関が行う課徴金調査（検査）に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

また、編てつ日だけを見ても、調査時期や当該調査にかかった期間等を容易に推測することが可能であり、課徴金納付命令勧告事案の概要については公表されているところ、各案件の行政文書編てつ整理簿を比較した場合、案件ごと類型ごとの調査期間を対象とすることで、当局の調査手法等を推測することが可能である。

さらに、通し番号だけであっても、編てつ書類の分量から、上記同様他の案件との比較により、当該調査の規模を把握することが可能である。

したがって、対象文書全体のみならず、編てつ日や通し番号といった一見すると数字の羅列に見えるものであっても、調査情報としての価値を有するもので、これらの情報が明らかにされることにより、当局の調査手法等が推測され、その後行われる課徴金調査（検査）に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれや、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、上記に掲げた各情報は、法5条6号イの不開示情報に該当する。

イ 本件課徴金納付命令勧告事案に係る行政文書の文書分類

不開示とした部分には、本件課徴金納付命令勧告事案に係る行政文書一式の行政文書分類が含まれている。当該分類は、本件課徴金納付命令勧告事案に係る調査が、当局（証券取引等監視委員会）内でのどのような位置付けにあるのかを推測させるものであり、他の案件と比較するなどすれば、案件による扱いの差異の有無など、当局の調査姿勢を推知されるおそれがある。

したがって、上記情報は、法5条6号イの不開示情報に該当する。

ウ 証券調査官の氏名

(ア) 不開示とした部分には、証券調査官の氏名が記載されているところ、証券調査官の氏名は、個人に関する情報であって、個人を識別できるもの（個人識別情報）に当たり、法5条1号本文前段に該当する。

そして、同号ただし書該当性について検討すると、個別の課徴金調査に携わる証券調査官の氏名について公表する慣行はなく、また、これを公にすると、当該調査官に対して不当な圧力が加えられ、証券調査官の私生活に影響を及ぼす等、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）における「特段の支障が生ずる場合」に該当するものと認められ、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

(イ) 加えて、個別の課徴金調査に携わる証券調査官の氏名を明らかにすると、当該調査官に対して、故意に課徴金調査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力が加えられ、当該調査に係る事務に支障を及ぼすおそれもあることから、証券調査官の氏名は、法5条6号イの不開示情報にも該当する。

エ 調査対象者及び参考人の氏名

不開示とした部分には、調査対象者及び参考人の氏名が含まれている。これらは、個人に関する情報であって、個人を識別できるもの（個人識別情報）に当たり、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書に該当すると認めるべき事情も存しない。

オ 調査に関連がある法人名

不開示とした部分には、調査に関連がある法人の名称が含まれているところ、これらは、法人に関する情報であって、これらを開示した場合、当該法人が、違反行為に関与し、あるいは法令を遵守していないかのような風評を招き、法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(3) 審査請求人の主張に対する反論

これに対して、審査請求人は、上記第2の2(2)のとおり、法5条6号イの不開示事由該当性について原処分を論難するが、以下に述べるとおり、いずれも理由がない。

ア 審査請求人は、編てつ日に関する記述それ自体から、どのような文書・資料が必要となるかなどの調査過程の全容や、調査の段階でどのような文書・資料を作成・収集するかといった調査手法が明らかになることはあり得ず、編てつ日に関する記述からこれらを推知すること

もできないと主張する。

しかしながら、原処分は、調査の過程で入手・作成した資料の名称・概要とその編てつ日とをひとまとまりの情報にとらえ、これらを開示した場合に調査過程の全容や調査手法が明らかになるものと判断したのであって、編てつ日に関する記述のみから調査過程の全容等が明らかになるとの判断を行ったものではない。仮に、資料の名称・概要とその編てつ日をひとまとまりの情報にとらえることができないとしても、そもそも上記（２）アのとおり、編てつ日に関する記述は、それ自体から調査の規模や期間を推測させるものであって、調査手法が明らかになる情報である。

イ また、審査請求人は、「「行政文書編てつ整理簿」という文書の表題自体は、不開示情報に該当せず、当該行政文書の一部に記録されている不開示情報と容易に区分できることは明らかである。加えて、本件文書中に不開示情報部分を除いた部分に有意な情報が記載されていないと認めることもできない。」と主張するが、上記（２）で述べたとおり、「行政文書編てつ整理簿」という対象文書の表題その他の様式部分以外は、全て不開示情報に該当し、当該表題は、行政文書不開示決定通知書に記載済みであり、その他の様式部分も本質的な内容ではないことから、当該表題その他の様式部分のみを開示する有意性は認められず、法６条１項ただし書に該当し、部分開示すべき義務があるものとはいえない。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成２９年３月１６日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年４月１７日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年６月１５日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月２１日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件対象文書等について

本件開示請求は、「平成２８年３月２５日付「特定会社役員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について」に係る行政文書一式」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、法１１条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、１回目の決定として、上記勧告

事案に係る「行政文書編てつ整理簿」（本件対象文書）につき、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を維持すべきとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書には、その表題、本件対象文書が含まれている行政文書ファイルの分類等、検査当局が課徴金調査の過程で作成・収集した資料の編てつ整理日、文書の名称・概要及び当該課徴金調査に携わる証券検査官の氏名等が記載されていると認められる。

(2) 別表に掲げる部分について

別表に掲げる部分は、①本件対象文書が金融庁において定められた様式である旨の記載、②原処分の不開示決定通知書に記載された本件対象文書の名称と同一の表題及び③本件対象文書が含まれている行政文書ファイルの分類等が記載されているにすぎず、これを公にしても、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないから、法5条6号イに該当しない。

また、当該部分には、法5条1号の個人に関する情報の記載は認められず、さらに、これを公にしても、特定会社等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、同条2号イにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(3) 別表に掲げる部分以外の部分について

ア 検査官の氏名について

検査官の氏名については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

そして、どの事案をどの検査当局職員が担当したかについては公表慣行がなく、これを公にすると、当該職員に対して不当な圧力が掛かるおそれがあり、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」における「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものと認められるから、法5条1号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、当該氏名は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該氏名は、法5条1号に該当するため、同条6号イ

について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 上記アを除く部分について

上記アを除く部分には、証券取引等監視委員会が、課徴金調査の過程において作成・収集した資料ごとに、通し番号、編てつ整理日、名称や概要が目次的に記載されており、これを公にした場合、当局が違反事実の立証のために収集する証拠の種別、内容、数量、その調査時期・手順が明らかとなり、当局の処分を逃れようとする者においては、書類を事前に毀棄・隠匿するなど、国の機関が行う課徴金調査（検査）に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当するため、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分以外の部分は、同条1号及び6号イに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別表（開示すべき部分）

枚目	開示すべき部分
1 枚目	1 行目及び 2 行目
	1 つ目の表の全て
	2 つ目の表の標題部分
2 枚目ないし 9 枚目	1 行目及びその直下の表の標題部分

（注）別表中の行数については，本件対象文書の表の枠線は数えない。